

## 香川県条例第5号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
(定義) 第2条 略	(定義) 第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。														
(基準の一般原則) 第3条 略	(基準の一般原則) 第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。 2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準とするに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。														
別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）	別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）														
<table border="1"><thead><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～19 略</td><td></td></tr></tbody></table>	社会福祉施設等	法令	1～19 略		<table border="1"><thead><tr><th>社会福祉施設等</th><th>法令</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～9 略</td><td></td></tr><tr><td>10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業</td><td>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)</td></tr><tr><td>10の2・11 略</td><td></td></tr><tr><td>12 介護保険法第53条第1項に</td><td>指定介護予防サービス等の事業</td></tr></tbody></table>	社会福祉施設等	法令	1～9 略		10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)	10の2・11 略		12 介護保険法第53条第1項に	指定介護予防サービス等の事業
社会福祉施設等	法令														
1～19 略															
社会福祉施設等	法令														
1～9 略															
10 介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービスの事業及び同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)														
10の2・11 略															
12 介護保険法第53条第1項に	指定介護予防サービス等の事業														

	規定する指定介護予防サービ スの事業及び同法第54条第1 項第2号に規定する基準該当 介護予防サービスの事業	の人員、設備及び運営並びに指 定介護予防サービス等に係る介 護予防のための効果的な支援の 方法に関する基準（平成18年厚 生労働省令第35号）
13~19 略		

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サー ビス等の事業 の人員、設備 及び運営に関 する基準	第39条第2項、第53条 の2第2項、第73条の 2第2項、第82条の2 第2項、第90条の2第 2項、 <u>第104条の3第 2項</u> 、第105条の18第 2項、第118条の2第 2項、第139条の2第 2項、第154条の2第 2項、第191条の3第 2項、第192条の11第 2項、第204条の2第 2項及び第215条第2 項	略	
略			
指定介護予防 サービス等の 事業の人員、 設備及び運営 並びに指定介 護予防サービ ス等に係る介 護予防のため	第54条第2項、第73条 第2項、第83条第2項、 第92条第2項、第122 条第2項、第141条第 2項、第194条第2項、 第244条第2項、第 261条第2項、第275 条第2項及び第288条	略	

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
略			
指定居宅サー ビス等の事業 の人員、設備 及び運営に関 する基準	第39条第2項、第53条 の2第2項、第73条の 2第2項、第82条の2 第2項、第90条の2第 2項、 <u>第104条の2第 2項</u> 、第105条の18第 2項、第118条の2第 2項、第139条の2第 2項、第154条の2第 2項、第191条の3第 2項、第192条の11第 2項、第204条の2第 2項及び第215条第2 項	2年間	5年間
略			
指定介護予防 サービス等の 事業の人員、 設備及び運営 並びに指定介 護予防サービ ス等に係る介 護予防のため	第37条第2項、 <u>第54条 第2項、第73条第2項、 第83条第2項、第92条 第2項、第106条第2 項、第122条第2項、 第141条第2項、第 194条第2項、第244 条第2項、第261条第</u> 2項	2年間	5年間

の効果的な支援の方法に関する基準	第2項 略	の効果的な支援の方法に関する基準	2項、第275条第2項及び第288条第2項 略

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護若しくは旧基準該当介護予防訪問介護の事業又は同令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護若しくは旧基準該当介護予防通所介護の事業については、改正前の別表第2の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の項（同項第2欄に掲げる規定にあっては、第37条第2項及び第106条第2項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。